

障害者と「情報のユニバーサルデザイン」

～デジタル放送時代の課題と可能性～

坂井律子

1. はじめに

障害のある人たちや高齢者のために、道路の段差を解消し、駅の階段にエレベーターを設置することを私たちの社会は「バリアフリー」と認識している。こうしたバリアフリーは、障害者や高齢者のみならずベビーカーを押した親たちや、怪我をした人、その日の体調が悪い人たちにも等しく歓迎される装置である。このことから特定の人ではなく全ての人にとって使いやすいものを「ユニバーサルなもの」として整えていこうという取り組みが今、国を挙げて行われている。交通や建築物に限らない。指先が麻痺している障害者にも、身体機能の発達が途上の幼児にも押せる大きなスイッチ。目が見えなくても、目をつぶって髪を洗っているときでも、シャンプーとリンスの区別がつくようにボトルに取り付けられた突起。生活のさまざまな場面でそれは実現されている。

「情報のユニバーサルデザイン」とはこうした考え方を、今の高度情報社会の「情報」という側面において実現しようという取り組みである。

いうまでもなく、「情報」は私たちの生活にとってなくてはならないものであり、障害者の人たちがその障害ゆえに情報から阻害されることはあってはならないことである。このことは「障害者の情報保障」という問題として長年提起されてきた。書籍や新聞の活字を点字や朗読にすること、講演会や演説会に手話通訳や要約筆記をつける

こと、などが視覚障害者、聴覚障害者の粘り強い当事者運動や法改正によって実現している。

しかし近年、ブロードバンドインターネットや高機能携帯の普及、放送のデジタル化などにより大量の情報が瞬時に、あるいは「いつでもどこでも」やり取りできる高度情報社会となる中で、あらためて「情報のユニバーサルデザイン」の実現が問われているといえる。つまり、これまでの旧メディアでようやく実現し始めていたことが新しいメディア状況の中で逆に難しくなっていないかという点検と、新たな可能性をどうしたら開くことができるか、という検証が必要とされているのである。

本稿では、こうした点検と検証のささやかな第1歩として、インターネットと放送という二つの舞台で、これまでにどのような「ユニバーサルデザイン」の取り組みが行われているのか、法令、指針、データ、論考などを整理してみたい。また、上記の二つの舞台が「放送と通信の融合」と言われる新しい時代を迎える今日、そこにどのような可能性と課題が横たわっているのかについて、当事者や研究者のヒアリングも踏まえて若干の考察を試みたいと思う。

2. ITの「アクセシビリティ」

(1) アクセシビリティとは何か

平成17年版情報通信白書は「デジタル・デバイドの克服」として、

1. 情報アクセシビリティの確保
2. 高齢者・障害者の個別ニーズに合わせた

ICT活用支援

3. 字幕番組・解説番組の充実に向けた取り組みを挙げている。

表1は「ITのアクセシビリティ」と「放送」に注目してその最近の歴史をまとめてみた

のである。「アクセシビリティ」については90年代初頭から、通産省や郵政省(=当時)の指針が出されていたことがわかる。

では「アクセシビリティ」とはなんだろうか。英語のaccessibilityは「使用できる、手が届

表1 「ITのアクセシビリティ」・「字幕放送・解説放送」小史

	ITのアクセシビリティ	字幕放送・解説放送
1972(昭和47)年		NHKパターン方式による字幕放送研究開始
1983(昭和58)年		NHKパターン方式による字幕放送「おしん」で開始
1985(昭和60)年		NHKハイブリッド方式による字幕放送開始
1990(平成2)年		NHK解説放送開始
1990(平成2)年6月	通産省「情報処理機器アクセシビリティ指針」	
1993(平成5)年		「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」
1993(平成5)年	「障害者基本法」22条の3「情報の利用等」の追加	
1995(平成7)年	郵政省「電気通信審議会答申」	
1997(平成9)年		放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律(平成9年法律第58号)
1997(平成9)年		字幕放送普及行政の指針の策定 「字幕放送へのアクセス機会の拡大に向けて」
1998(平成10)年10月	郵政省「障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針」(郵政省告示第515号)	
2000(平成12)年6月	通産省「障害者・高齢者情報処理機器アクセシビリティ指針」(通産省告示第362号)	
2000(平成12)年7月	電気通信アクセス協会「障害者等電気通信アクセシビリティガイドライン」	
2000(平成12)年		NHK音声認識装置による生放送字幕を段階的に開始
2001(平成13)年1月	「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)第8条「利用の機会等の格差の是正」	
2001(平成13)年1月		著作権法改正施行「聴覚障害者のための自動公衆送信」
2001(平成13)年3月	「e-JAPAN重点計画」策定	障害者向け放送制作費に対する助成を規定
2001(平成13)年4月		日本テレビ、フジテレビで生放送字幕開始
2001(平成13)年8月		NHK、日本テレビの一部のニュースで全編リアルタイム字幕
2001(平成13)年12月		NHK紅白歌合戦でスピーク方式の字幕放送実施
2001(平成13)年	「ISO/IECガイド71」(規格作成における高齢者・障害者への配慮ガイドライン)	
2002(平成14)年1月		日本テレビ、夕方基幹ニュースで生放送字幕開始
2002(平成14)年2月		NHKソルトトラック五輪でスピーク方式字幕
2002(平成14)年2月		TBS夕方基幹ニュースで生放送字幕
2002(平成14)年12月	「障害者基本計画」重点的に取り組む課題としてIT革命への対応「情報バリアフリー化の推進」	
2004(平成16)年5~6月	「高齢者・障害者等配慮設計指針 情報アクセシビリティ JIS」(共通指針・情報処理装置・ウェブコンテンツ)公示	
2004(平成16)年6月	障害者基本法第22条の3「情報の利用等」を第19条「情報の利用におけるバリアフリー化」に変更	
2005(平成17)年	「情報アクセシビリティ JIS」(電気通信機器・事務機器)公示	

く、手に入れやすい」という意味の accessible の名詞形であるが、障害者への情報の分野でこの言葉が用いられるときには、「障害者の権利」の意味合いが込められている。障害者への情報保障を研究してきた田中邦夫は「情報機器を使用できることの保障」¹⁾と定義し、視覚障害者である社会学者の石川准は「アクセシブルでない」とは「情報分野におけるディスアビリティ＝社会的障壁」である²⁾と定義している。田中は1995（平成7）年の郵政省電気通信審議会の答申が「『情報発信権』、『情報アクセス権』をいわば基本的人権ととらえ」ていることが、この概念の日本での源流であるとしている。

また田中・石川ともに1998年のアメリカリハビリテーション法508条が「アクセシブルでない情報機器を連邦政府の調達からはずす」と規定したことが日本にも大きな波及効果をもたらしたと見ている。

日本では1990年代後半のIT化進展の中で、情報機器産業と通信産業において、指針が次々と策定されていった。これには1983年から92年にかけて「完全参加と平等」を掲げた「国連障害者の10年」などによる「障害者の権利保障」の動きの影響がなかったとは言えない。しかし情報機器と通信業界の監督官庁である通産省・郵政省（＝当時、現経済産業省・総務省）の指針は、むしろこれらの産業の国際競争力を意識したものだったとも言えるだろう。アメリカリハビリテーション法508条に則って「アクセシビリティ」を整えない限り、世界最大の情報通信機器調達組織であるアメリカ連邦政府を顧客とすることはできないからである³⁾。

世界に伍してゆく情報通信国家としての施策は2001（平成13）年1月施行の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（いわゆるIT基本法）

にまとめられる。この法律にはデジタル・デバイドの是正として次の条文が盛り込まれている。

【第8条】

高度情報通信ネットワーク社会の形成にあたっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会または活用のための能力における格差が、高度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な運営を著しく阻害する恐れがあることにかんがみ、その是正が積極的に図られねばならない。

IT基本法の2ヵ月後に発表された「e-JAPAN重点計画」では、5年以内に日本が世界最先端のIT国家を目指すことが示された。「IT基本法」の格差是正は「高度情報通信ネットワーク社会の円滑且つ一体的な運営」を阻害しないように、クローズアップされたと言える。

長年「読書する権利」や「演説を聴く権利」などの形で「情報保障」を追求してきた障害者や研究者たちは、このようなIT社会における「アクセシビリティ」の進展を歓迎しながらも、それが産業やテクノロジーの側面に依拠しすぎていることに対する懸念も表明していることを付記しておきたい。

(2) 障害者はITのハードユーザー

では実際に障害を持つ人たちは、パソコンやインターネットをどのくらい利用しているのだろうか。

図1、2は2003（平成15）年に情報通信政策研究所が発表した、障害者のインターネット等利用に関する調査の結果⁴⁾である。

これによれば、「パソコンを使ったことがある」のは視覚障害者75.5%、聴覚障害者84.7%、肢体不自由55.9%であり、いずれも一般の人々を対象とした全国調査⁵⁾の値（使用している＝51.9%）を上回っている。知的障害者について

図1 パソコンの利用について

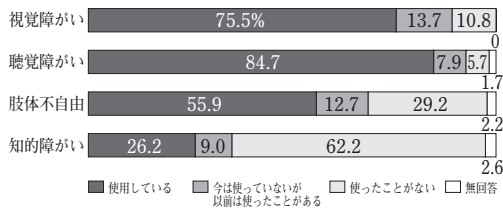
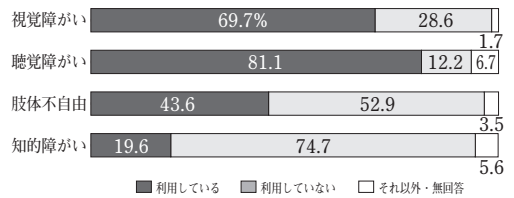


図2 インターネットの利用



も「26.2%にとどまっているが『愛の手帳』3～4度所有者の30%弱が利用しており障がい者全般に利用がひろがっている」と分析している。またインターネットの利用についても視覚69.7%、聴覚81.1%であり全国調査(利用している：45.6%)を大きく上回っている。

この調査は東京都の障害者団体と養護学校を通して協力者を募ったものであり、無作為抽出を基本とする世論調査に比べてその結果には「バイアスがかかっている可能性」があるとしている。また比較対象としている全国調査が16歳～69歳であるのに対し、障害者の調査対象は16歳～49歳であることから、年齢の違いが差に現れている可能性がある。しかしそうした「バイアス」を勘案したとしても、視覚・聴覚障害者は特に、また身体障害者や一部知的障害者も、ITの利用は大きく進展しつつあると言うことができよう。

前項で述べたように情報通信業界のさまざまな指針実現のため技術革新が行われてきた。

そのアクセシビリティのためには、ハードウェア・ソフトウェア・基本ソフト(OS)・WEBの規格などでユニバーサルデザインが必要であると同時に、スクリーンリーダー(画面読み上げソフト)、画面拡大、点字キーボード、トラックボールなど個々の障害に応じた支援技術が必要となる。

たとえば視覚障害者にとって画面上にいくつものウィンドウが開き、一覧しながらマウ

スで作業する「ウィンドウズ」はそのままでは「アクセシブルでない」。しかし支援技術である「スクリーンリーダー」や「音声認識」およびキーボードでの操作をできるように配慮ができれば、その利用は可能となる。

また全身が麻痺した身体障害者の中には、呼吸や、眼球の動きでマウスを操作できる支援技術の開発などで、ITの利用が可能となった人たちがいる。1990年の「アメリカ全障害者法⁶⁾」が就労する障害者に機器の支給を義務付けたことで仕事を持つ障害者が増えたように、日本でもIT技術の習得により障害者雇用が開かれるという期待がある。

また柴田邦臣が指摘するように、身体障害者にとってのIT利用は、ともすると家族や施設職員という他者やその援助を通してしか接することのできなかつた「情報」に障害者が直接接する道を開くものである⁷⁾。たとえば筋ジストロフィーによって身体の移動が困難であり気管切開をして声も失っている患者に連絡をしたいと思った場合、これまでは病院や家族に連絡をして、本人と意思疎通してもらいそれを間接的に伝えてもらうことしかできなかった。しかしIT化を進めた病院ではベッドサイドにわずかな息だけで操作できる「呼吸スイッチ」を備えたパソコンがあり、患者たちと直接連絡が取れるのである。

聴覚障害者については図1のデータからも明らかのようにパソコンの利用頻度が高いことは論を待たない。さらに携帯電話についても利用が

進んでおり、地震などの緊急時の連絡や情報収集においても携帯が大きな力を発揮している⁸⁾。

(3) JIS 規格化の進展

この節の最後に、障害者に関連する情報通信機器のJIS規格化について触れておきたい。

JIS (Japanese Industrial Standard=日本工業規格)とは「鉍工業品の品質の改善、生産能率の増進、その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的として」いる。工業製品のひとつである「福祉機器」のJIS規格化は実は他の工業製品とは違う困難を抱えてきた。それは福祉機器が障害者個々のニーズに合わせようとすればするほど、統一規格での量産化が難しくなることによる。しかし1971年の車椅子を皮切りに70~80年代にJIS化が進み、90年代末からは、日本社会の高齢化に伴ってJIS規格「高齢者・障害者配慮設計指針」の策定が進められるようになった⁹⁾。

そして、04年から05年にかけて、情報通信機器とWEBコンテンツについて相次いでJIS規格が発表された。日本規格協会の関達雄によれば、98年の「高齢者・障害者に配慮した標準化のあり方の建議」に始まり、国際規格の「ISO/IECガイド71」の発行、02年の「障害者基本計画」や04年の「障害者基本法」における「情報バリアフリー」にかかわる条文の実現のために参照すべき技術基準として定められたものである¹⁰⁾。

2004(平成16)年に発行されたウェブコンテンツに関するJISX8341-3を関論文¹¹⁾に見てみよう。

基本方針として「企画段階から制作・運用にいたるまで一貫して可能な限り高齢者・障害者が操作・または利用できるように配慮する」として個別要件として下記のようなものを定めている。

例えば音声ブラウザによってWEBコンテンツを閲覧する視覚障害者などの利用者のために、画像などの非テキスト情報には必ず音声などで説明する代替情報をつけるとしている。

図3は傘の画像のままでは視覚障害者が音声ブラウザで読めないため、代替テキストをつける例である。この場合文字テキストが「傘」であると「明日は傘でしょう」となってしまうので当然「雨」でなければならない。単純な絵の説明ではなく、WEBの目的や文脈にそった(この場合は天気予報という目的が明確である)テキストの付加が求められる。図4は音が出ていることがわからない聴覚障害者のために、「音の再生中」を表示する例である。

JISは任意規格であって強制ではない。しかし、誰にも等しく伝えられるべき行政情報などにはこうした「JISのほとんどの項目を採用してほしい」と関は述べている。

図3 代替テキスト



図4 音の再生中の表示例



インターネットにおけるユニバーサルデザインについてその歩みと実情を整理してきた。

概観すれば、パソコンインターネットの世界では、国際競争にさらされる情報通信産業界の取り組みと、国策としてのIT化推進が原動力となり、日本の障害者自身の「情報保障」の要求や海外の障害者差別禁止法の影響などが互いを刺激しながら進展し、関連法規とそれを実行するための規格などが整いつつある。法令や規格が整っても実効性があるかどうかは別であり、それは障害当事者の評価を待たねばならない。しかし、少なくとも「アクセシビリティ」がひとつの重要な概念として定着しつつあると考えていいのではないだろうか。

では、「情報」を伝えるもうひとつの重要な柱である「放送」のユニバーサルデザインはどうなっているのか、次にそれを見てみたい。

3. 「放送」のユニバーサルデザイン

(1) 障害者向け放送の現状

障害者向け放送サービスとして現在、字幕放送・解説放送¹²⁾・手話放送がある。この3つの放送がどのくらい行われているのかについて、2005（平成17）年8月に総務省が発表した数値¹³⁾は表2のようになっている。

障害者向け放送について、NHKは字幕放送を1983年から、解説放送を1990年から開始している（表1参照）。字幕放送については、90年代に「NHK・民放とも放送時間を増

やしてほしい」という署名運動が当事者団体によって行われた。1997（平成9）年の放送法改正により第3条の2に第4項が追加され、全放送事業者に対して視覚障害者や聴覚障害者に向けた番組を「できる限り多く放送しなければならない」という努力義務規定が初めて設けられたのである。

さらに同年郵政省（＝当時、現総務省）は字幕放送普及行政の指針を発表した。この指針では「午前7時から午後12時まで」の「新たに放送する字幕付与可能な全ての放送番組」に字幕をつけることを求めている。「字幕付与可能な番組」とは、生番組や権利処理上の理由などにより字幕を付すことができない放送番組を除いた全ての番組をさす。郵政省は1997（平成9）年から「視聴覚障害者向け放送の現状」に関する実態調査を行いその数値を公表している。表2はこの実態調査の最新データである。また2001（平成13）年にはNHKと民放キー局、2003（平成15）年には在阪準キー局がそれぞれ2007（平成19）年までの「字幕拡充計画」を策定し、これに沿って字幕番組の増加を目指している。この拡充計画で、NHK総合は2007年までに「字幕付与可能番組」については100%達成する計画を掲げていたが、予定より1年早く2006（平成18）年に100%の達成ができる見込みであるとしている。

表2 平成16年度の字幕放送等の実績（総務省）

【字幕放送】

	年間放送時間数	1日あたり放送時間数	総放送時間に占める割合	字幕付与可能な総放送時間に占める割合
NHK 総合	3,105 時間 40 分	8 時間 31 分	35.5%	89.5%
NHK 教育	2,318 時間 25 分	6 時間 21 分	26.8%	
民放キー5局	9,622 時間 26 分	5 時間 16 分	22.3%	55.0%
在阪準キー4局	6,143 時間 30 分	4 時間 12 分	18.0%	61.5%

【解説放送】

	年間放送時間数	総放送時間に占める割合
NHK 総合	276 時間 41 分	3.2%
NHK 教育	684 時間 51 分	7.9%
民放キー5局	97 時間 48 分	0.2%
在阪準キー4局	308 時間 38 分	0.9%

【手話放送】

	年間放送時間数	総放送時間に占める割合
NHK 総合		
NHK 教育	183 時間 51 分	2.1%
民放キー5局	47 時間 15 分	0.1%
在阪準キー4局	45 時間 52 分	0.1%

では、こうした放送を、当事者たちはどのくらい利用しているであろうか。

(2) 障害者向け放送の視聴実態

① 字幕放送

2002（平成14）年に次世代字幕研究会が推計したところでは、聴覚障害者と高齢者あわせておよそ220万人が字幕放送を視聴している¹⁴が、あくまでも推計値であり正確なデータはない。

視聴実態については、1994（平成6）年に（財）日本障害者リハビリテーション協会が東京・大阪・愛知のろう者団体と難聴者団体の協力により2,252人から回答を得た大規模調査¹⁵しか見当たらない（表3・表4）。この調査では、字幕放送を「知っている」人は全体の79.8%。「見たことがある」人は全体の62.3%である。

郵政省が字幕付与可能な放送時間に対する字幕番組の放送時間割合を調査し始めた1997（平成9）年には、NHK32.5%、民放は3.5%であった。前記の調査はその3年前であり、字幕放送時間はさらに短かかったと考えられる。そうした中での認知度と視聴経験の割合の高さは、高いニーズの表れと言えらる。いずれにしても調査から10年以上が経過しており、客観的な大規模調査を行う必要がある。

なお、字幕放送は専用の文字放送受信機がなければ視聴することができない。受信機には内蔵型と外付け型があるが双方を合わせた「文字放送受信機累積出荷台数」は平成14年に206万台となっている¹⁶。

表3 文字放送字幕番組は知られているか (N=2,252)

知っている	知らない	無回答
79.8%	19.3%	0.9%

表4 文字放送字幕番組視聴経験 (N=2,252)

見たことがある	知っているが見たことがない	知らない（無回答）
62.3%	17.5%	20.2%

手話放送の利用実態については、データを見つけないことができなかった。

② 解説放送

解説放送の視聴実態については、日本盲人会連合が2004（平成16）年に会員584人に行ったアンケート調査¹⁷がある。

解説放送を利用した経験のある人は全体の72.1%だった（図5）。また現在解説放送が行われている番組別の利用状況は図6のような結果であった。

図5 解説放送の視聴実態

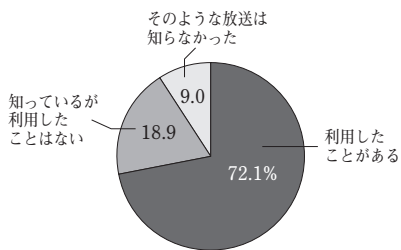
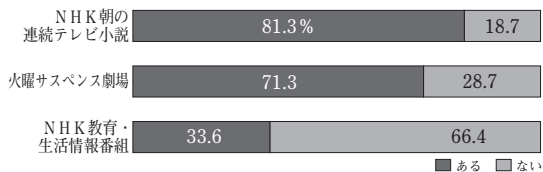


図6 番組別解説放送の利用



(3) 当事者たちは放送に何を求めているか

昨年の10月29日に学士会館（東京・神田）で「放送バリアフリーシンポジウム」¹⁸が開かれ視覚障害者、聴覚障害者団体の代表と放送事業者（NHK・テレビ朝日）、CS障害者放送統一機構、総務省の担当者などが一堂に会して討議を行った。

このときに障害者から出された、障害者向け放送に対する意見は次のようなものである。

《聴覚障害者団体》

* 字幕付与可能な番組への字幕付与について、目標がクリアされるか疑問である

- * 仮に目標がクリアされたとしても、生放送が増えている現状では、総放送時間に占める割合は3割程度ではないか。生放送字幕を充実すべきである。
- * 在京・在阪以外のローカル局、UHF、BS、CSでは進展が見られない
- * 字幕は義務ではないためテレビ局の経営状態によって後退がありうる
- * 手話放送割合が非常に低い

《視覚障害者団体》

- * 視覚障害者は情報源としてラジオではなくテレビを求めていることを認識すべきである
- * 視覚障害者と聴覚障害者の数はどちらも30万人台であり変わらないのに、字幕放送に比べて解説放送の割合が低いのはおかしい。
- * 解説放送を充実するため数値目標をたててほしい。

これらは、障害者団体が、放送事業者や総務省に対して繰り返し要望してきたことと重なる。この席で総務省の担当官は字幕付与目標の最終年である2007（平成19）年以降について検討に入っていることを明らかにした。

表1の年表にもあるように各放送事業者は生放送への字幕対応についても各局で工夫を重ね字幕放送割合を高めつつある。NHKでは音声認識技術の研究を進めてきたが、アナウンサーの声を直接音声認識する方法（ニュース）のほかに、雑音やくだけた口調のため十分な認識精度が得られないスポーツ中継などには、番組内容を聞き取った別のアナウンサーが静かな部屋で言い直した声を認識する方法（リスピーク方式）も行なわれる。また「歌謡コンサート」や「紅白歌合戦」など生放送の歌番組については「キーボード入力方式」もある。日本テレビ、TBS、フジテレビもそれぞれの方

法で基幹ニュースの生字幕化を実現している。

しかし、量的な増加とあいまって、字幕や解説を「何につけるべきか」「どのようにつけるべきか」について、当事者の問題提起はさらに高度なものとなり、相応の予算措置も必要になると考えられる。10月29日のシンポジウムではフロアの参加者から、字幕や解説放送について、当事者のニーズを捉える努力をしてほしい、あるいは放送局同士で技術や情報を交換して統一的なルールを作してほしい、などの意見が出された。放送事業者は量的な拡充を図りながらも、さらに質の高い取り組みを求められる、新しい時代に入ったと言えよう。

4. デジタル時代の課題と可能性

(1) 放送のデジタル化でユニバーサルデザインは進むか

現在進められている放送のデジタル化は、情報のユニバーサルデザインにどのような影響を及ぼすだろうか。総務省のホームページ「新しい、楽しい地上デジタル放送 パーフェクトガイド」¹⁹⁾によれば、「デジタルならではの便利なサービス」として「高齢者・障害者にやさしいサービスの高度化」を掲げ、「今後開発される技術によって」という条件付きながら「目や耳の不自由な方や高齢者の方にやさしいサービスを提供することができる」としている。

視覚障害者、聴覚障害者にとってのアナログ放送とデジタル放送の違いは次のようなものである。

(字幕放送)

アナログ：別チューナーが必要

デジタル：全ての受信機にあらかじめ付属

(解説放送)

アナログ：音声多重のモード切替のため、ス

テレオ放送，外国語放送，解説放送は同時に聴けない

デジタル：ステレオ，2ヶ国語，解説放送が組み合わせて最大4チャンネルまで放送可能

これらの変化が歓迎されている一方で，障害のある人々からはデジタル化以降の懸念を表明する意見も挙がっている。

(2) デジタル化後に残る課題

① EPG・データ放送のアクセシビリティ

ひとつは，地上デジタル放送のセールスポイントである「EPG 電子番組表」や「データ放送」のアクセシビリティの問題である。画面に表示された番組一覧表上にリモコン操作によってポインタを移動させ，番組を検索・選択できる EPG は「簡単」と言われるが，視覚障害者にとっては「使えない」ものである。WEB のアクセシビリティについて発言を重ねてきた社会学者の石川准（静岡県立大学教授）は地上デジタル放送について「アクセシビリティについては問題が多い。具体的には 1. 誰もが画面の番組案内から関心のある番組を選ぶことができるのか，2. 誰もが多様なデータ放送にアクセスできるようになるのか，3. 誰もがクイズ番組への視聴者参加やドラマや映画のリクエストなどの双方向機能を利用できるのか，4. 誰もがオープン字幕にアクセスできるのか，5. 誰もがクローズド字幕にアクセスできるのか，6. 解説放送は充実するのか，などである」²⁰⁾と懸念を列挙している。筆者の取材に対しては次のように語っている。

「特に電子番組表とデータ放送のアクセシビリティは視覚障害者にとって非常に問題となる。パソコンや WEB コンテンツについてはすでに JIS 規格で標準化が図られている。テレビ

とインターネットがシームレスになればおのずと変化が迫られると思うが，デジタルテレビにも何らかのガイドラインが必要だと考える。」

第2節で紹介した天気予報の傘マークのように，WEB コンテンツには JIS 規格が定められている。日本規格協会によると，WEB コンテンツはプログラム言語であるため鉱工業製品の利用方法に含まれるが「放送サービス」や「放送コンテンツ」は「鉱工業品」に含まれないため JIS 規格の対象とはなっていない。しかし石川が指摘するように，今後テレビと WEB の接点が広がれば広がるほど，テレビ側の「アクセシブルでない」状況は問題化すると考えられる。

NHK 放送技術研究所では，視覚障害者の使いやすい情報提示端末の研究と同時に，東大先端研・日本 IBM と共同で，視覚障害者が拡大文字や点字，音声など，障害の程度に応じた好みの方法で放送と通信の情報を得られるシステムとして，今年から3ヵ年計画で「視覚障害者 XML」という統一コンテンツ記述言語を開発する予定である。

② 録画機器のアクセシビリティ

聴覚障害者向け雑誌「いくお〜」編集長の小川光彦氏は，聴覚障害者にとって「番組を字幕がついたまま録画できるのか」という心配が聴覚障害者の間に広がっていると語る。アナログ放送では字幕の別チューナーが必要であったため，配線がうまくできず，VTR 録画をしたものの字幕がついていなかったというケースが続出し，「いくお〜」では何度も「字幕放送の録画」についてのハウツーを特集した²¹⁾。小川氏は「アナログ放送時代，録画機の規格がまちまちでどれが字幕録画でき，どれができないのか混乱していた。デジタルになれば別チューナーはいらないので問題ないといわれるが，テ

レビ受信機、録画機などの操作性に障害者を意識した統一基準がない。地域によりデジタル化自体の時期が違うこともあり、ユーザー側は混乱するだろう。」と言う。また前述の石川氏も、DVDやHDDなどいわゆる電子録画機器のアクセシビリティの取り組みが遅れており、現実の視覚障害ユーザーには、録画して楽しむことができていないと指摘している。

EPG・データ放送についても録画機器についても、2011年のアナログ停波までに、当事者の意見を汲み取る努力が、放送事業者とメーカー双方に求められている。

③ コンテンツの改善

デジタル機器の操作性や企業のホームページなどのアクセシビリティについてコンサルタント業務を行う(株)ユーディット代表の関根千佳氏は「アナログやデジタルといった伝送経路や端末の使いやすさが重要であることはもちろんだが、デジタル放送のユニバーサルデザインにとって最も大切なのはコンテンツのアクセシビリティだ。アメリカで、字幕がプライムタイムの全番組につけられているように、日本でも生を含めた字幕の一層の充実と共に、解説放送の拡充にも力を入れてほしい」と語る。

字幕放送がその草創期に、1行に何文字入れるのか、要約の度合いはどれくらいか、字体や文字の色はどうするかなどで議論を経てきたように(そしてその議論は今も続いている)、解説放送にも内容の充実さまざまな検討課題がある。国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所の河村宏は、次のような例を引いて解説放送の困難さを述べている。例えばパリのエッフェル塔が画面に出てきている場合でも、それが単純に「パリ」という地理上の場所を暗示するために出てきている場合と、都市

景観の評価が主題になっている中で画面に出てくるのでは記述の仕方が違う。「現実の世界から『ことば』を使って意味のある情報を切り出す作業は、ある特定の文脈の知識としての情報を組織し伝達する行為であり、副音声による解説の難しさは、情報の送り手と受け手との間にこの文脈の一致を保障するロジックと技術が十分に発達していないことによる」²²⁾。

今回本稿をまとめるにあたって、「解説放送」に関する、まとまった形の先行研究は、見つけることができなかった。当事者のニーズ把握や、技術的・演出的改善のための調査・研究が今後必須になると考える。

5. まとめにかえて

「ユニバーサルデザイン」と「マイノリティーサービス」

デジタル放送時代の「情報のユニバーサルデザイン」について、インターネットと放送の二つの舞台で考えてきた。放送と通信の融合がさらに進むと見られる完全デジタル化(アナログ停波)まで5年余りとなり、放送においては、これまでの「字幕付与可能なものへの字幕付与」だけではなく新たな取り組みを要望される時代を迎えている。国際的なアクセシビリティ規格を整えつつあるインターネットは、それと融合してゆく放送にも更なるアクセシビリティを迫るものとなろう。「人にやさしい放送」と言われる地上デジタル放送の推進だけで、それは解決できない。前節に述べたような、当事者からの懸念をひとつひとつ解決してゆく困難な作業が求められている。

これは一朝一夕には実現しない。しかし仮にそれが実現してもなお考えたい問題がある。「ユニバーサルデザイン」と「マイノリティーサービス」との関係である。

放送のユニバーサルデザインの進展には伝送経路や機器についての技術革新が大きな意味を持つ。しかしメディアとしての放送を考えるとときには、どのような内容をどのような演出で、どのようなスタンスで伝えてゆくのかという「言説の場」としての考察が必要とされる²³⁾。放送がこれまで行ってきた「マイノリティーサービスとしての障害者向け放送」の内容と意味を検証し、装置としてのユニバーサルデザインが進んだときにどう変化すべきか、あるいは変化すべきでないのかを考える必要があるのではないか。

近年の障害者向け放送は、「障害者が必要とする情報を障害者に伝える」ことと、「障害者の抱える課題や問題提起を社会に伝える」こと、「差別や偏見をなくし社会を啓蒙すること」などを掲げてきたと思う。だが、「情報のユニバーサルデザイン」が進めば、このような内容面での特定のターゲットに向けた特別のサービスは、次第に必要ななくなってくるのではないか、という意見がある。筆者はこれをどう考えるべきか、何人かに意見を聞いてみた。

関根千佳²⁴⁾氏は「誤解を恐れずに言えば、『福祉番組はいらない』』と言う。「“健康な成人男子だけ”を前提にしている今の日本社会から、障害を持った人を当然含んでいるという意識をもった社会にしてゆくべきであり、さまざまな局面でのデジタル化を通して、社会インフラとしてのユニバーサルデザインを進めるべきだ。そうしたときに、障害者向けの特定情報は必要な人がネットで取得し、放送にはむしろ『当然、障害者がある社会』を体現する内容を放送してほしい。たとえば障害者が主人公のドラマではなく、通行人のエキストラで障害

者が出るようなドラマ。障害者問題を伝えるのではなく、普通の街頭インタビューのひとりとして障害者がインタビューされるようなニュース。その他大勢のほうに当たり前に障害者がいる。そうしたコンテンツを追求してほしい。」

石川准氏は次のように述べる。「放送番組には『あらゆる世代向け』という番組は存在せず、何らかのターゲティングをしている。だから『福祉番組』はそのターゲティングのひとつとして意味がある。ターゲットには障害のある当事者、その家族、ボランティア、福祉関連の従事者や研究者など関心のある人すべてが含まれる。」「放送の中で障害者にとんちんかんな質問をする健常者に、『いや、そうではなくて…』と答えるダイアログも意味がある。どんなところがお互いにわかっていないのか、補助線を引けるような番組。思考がストップしない番組がよいと思う。」

芦屋女子短期大学の杉本章教授は、NHKで長年「福祉番組」の制作を行った経験から、「放送が少数者の視点を持つこと」の重要性を指摘する。かつての福祉番組は障害者の親向けの情報であり、そこから障害者本人への情報へ、やがて障害者が発する情報へ、と長い試行錯誤を経て変わっていった。「マイノリティーの立場というのは、取材対象としてしかなく、発信主体としては想定されていなかった。発信するといっても、主張ではなく生活について自ら語ってもらう。障害がある人に、どのような生活があるのか、実態や困難を語ってもらう。放送を出す側が『少数者の視点』を意識することが大切だ。障害をもつ当事者が放送の発信主体として参画することがそうした視点を担保することに大きく寄与する。」「バリアフリーとは単にスロープを

作って終わりなのではなく、スロープがなかった社会のおかしさに気づくことにならなければ、意味がないのではないか。」

「(少数者である)障害者が大勢の中に普通にいる社会を描くこと」「お互いの無理解に補助線を引くこと」「放送する側が、少数者の『視点』を必ずもつこと」。3氏の言葉はいずれも、現在放送業界が問われている「公共性」に通じるのではないか。

「公共性」を追求する「放送」は、「テクノロジーと装置」としてのユニバーサルデザインを進めながら、少数者の視点を位置づけ、持ち続ける必要がある。それは簡単な課題ではないかもしれない。しかし筆者自身、放送業界の一端にいる者として、その方向性に少しでも寄与したいと思う。

最初に書いたとおり、本稿は問題整理の第1歩にすぎない。各論についての掘り下げは、稿を改めて試みたいと考えている。(さかいりつこ)

注 / 引用文献

- 1) 田中邦夫「特集・障害者と社会政策 情報保障」『社会政策研究 通号 4』2004.2
- 2) 石川准「障害の社会化と身体への返還－電子情報市民社会における規格をめぐるポリテクス－」『法社会学第 60 号 法と情動』2004
- 3) 関根千佳は「『Section508』の衝撃～リハビリテーション法 508 条の産業的分析を忘るな～」『NEW MEDIA』2001.6, の中で、日本企業が 508 条への対応を怠れば「新たな、そして最大の非関税障壁になる危険性を秘めている」と述べている。
- 4) 情報通信政策研究所『障害のある方々のインターネット等の利用に関する調査報告書』総務省情報通信政策研究所 2003.6 月 この中では「障害」を「障がい」と表記しているためグラフはその表記に従った。
- 5) 情報通信政策研究所「暮らしとインターネットに関する全国調査」2001 年
- 6) ADA=The Americans With Disabilities Act 1990 年。http://www.dol.gov/esa/regs/statutes/ofccp/ada.htm
- 7) 柴田邦臣「障害者福祉におけるコミュニケーション・メディアとしてのコンピューター身体障害者におけるメディアの「獲得」と「利用」をめぐる一考察」『社会学年報 31』2002
- 8) 坂井律子「障害者に災害情報は届いたか～中越地震被災の視覚障害者・聴覚障害者聞きとり調査から～」『放送研究と調査』2005 年 9 月号
- 9) 野村敏「障害者・高齢者と JIS」『リハビリテーション研究 No123』2005.7
- 10) 関達雄「X8341-1:2004 高齢者・障害者配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第 1 部:共通指針」『リハビリテーション研究 No.123』2005.7
- 11) 関達雄「同 第 3 部:ウェブコンテンツ」『リハビリテーション研究 No123』2005.7
- 12) 放送内容を副音声で解説補完する音声多重放送。
- 13) 総務省「平成 16 年度字幕放送等の実績 http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050811_6_01.html
- 14) 次世代字幕研究会『次世代字幕研究会報告書』2002.4
- 15) (財)日本障害者リハビリテーション協会「聴覚障害者のための字幕放送」調査研究会『聴覚障害者字幕放送に係わるアンケート調査報告書』1994.3 月
- 16) 1994 年の調査では受信機の所有は回答者全員の 46.5%。購入しない理由では「価格が高い」が 1 位だった。その後「日常生活用具給付事業」の対象に「文字放送デコーダー」が追加された。
- 17) 日本盲人会連合『「視覚障害者向け解説放送開発に関する調査」から見えてくるもの－みんなに優しいユニバーサルな番組づくり－』2005
- 18) 主催:全日本ろうあ連盟, 全日本難聴者中途失聴者団体連合会, 日本盲人会連合, CS 障害者放送統一機構
- 19) 総務省 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/about02.html
- 20) 石川准「電子情報市民社会における配慮の平等」『2004 年情報学シンポジウム講演論文集』2004
- 21) 『いくお～』2005.6 月号「特集 放送・文字情報」など。なお小川氏は、特に命にかかわる災害情報のアクセシビリティに積極的にとりくむことを、放送関係者に求めていることを付記する。
- 22) 河村宏「これからの情報サービスにおけるアクセシビリティ」『情報の科学と技術 Vol.54』2004 No.8
- 23) 吉見俊哉『メディア文化論 メディアを学ぶ人のための 15 話』2004, 有斐閣
- 24) 著書に『誰でも社会へ デジタル時代のユニバーサルデザイン』2002, 岩波書店